

# 国民健康保険のお知らせ

▶ 問い合わせ 国民健康保険グループ (☎<sup>05</sup>1771)

## ● 新しい『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』を送付します

『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』の有効期限は、7月31日(水)です。

8月1日以降の国民健康保険被保険者証は、7月中旬に世帯ごとに簡易書留で郵送しますので、配達時に不在の場合は、再配達の手続きをして、必ず保険証を受け取ってください。

新しい『国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）』は**桃色**です



## ● 『限度額適用（標準負担額減額）認定証』の有効期限は7月31日(水)です

入院や高額な外来診療を受けたとき、『限度額適用（標準負担額減額）認定証』を医療機関の窓口に表示することで、支払う自己負担額を限度額に抑えることができます。

8月1日(木)以降に限度額適用（標準負担額減額）認定証が必要な方は、国民健康保険グループまたは各支所で申請してください。

### ▶ 対象（国民健康保険に加入している方）

- ・70歳未満の方
- ・70歳から74歳までで住民税非課税世帯の方または現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方

### ▶ 手続きに必要なもの

被保険者証、マイナンバー（個人番号）の分かる書類、印鑑（朱肉を使うもの）、委任状（別世帯の方が申請を行う場合のみ）

※国民健康保険税の納税状況により交付できない場合があります。

※限度額適用（標準負担額減額）認定証は、手続きを行った月の1日から有効です。

※7月1日(月)から事前申請を受け付けています（交付は8月1日(木)以降です）。

※平成30年分の収入申告が未申告の方は、申告を済ませ、申告書の控えをご持参ください。

### ▶ 『自己負担限度額』について

#### ◆70歳未満の方

所得区分	
901万円超【ア】	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1割 ※多数回140,100円。
600万円超～901万円以下【イ】	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1割 ※多数回93,000円。
210万円超～600万円以下【ウ】	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1割 ※多数回44,400円。
210万円以下【エ】	57,600円 ※多数回44,400円。
非課税世帯【オ】	35,400円 ※多数回24,600円。

#### ◆70歳から74歳までの方

区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	限度額適用認定証
現役並み所得者	課税所得690万円以上【Ⅲ】	252,600円+ (総医療費-842,000円) × 1割 ※多数回140,100円。		不要
	課税所得380万円以上【Ⅱ】	167,400円+ (総医療費-558,000円) × 1割 ※多数回93,000円。		必要
	課税所得145万円以上【Ⅰ】	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1割 ※多数回44,400円。		必要
一般	課税所得145万円未満	18,000円 年間144,000円	57,600円 ※多数回44,400円。	不要
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	必要
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	必要



※過去12カ月以内に限度額を超えた回数が4回以上の場合は、4回目から『多数回』となり、自己負担限度額が下がります。

※70歳未満の方の所得は、同一世帯の国民健康保険加入者それぞれの総所得金額などから33万円を差し引いた額を世帯で合算したものです。

※70歳から74歳までの方の課税所得は、住民税における課税所得です。



## 還付金に関する『詐欺』や『個人情報の詐取』などにご注意ください

自己負担限度額を超えて支払った医療費がある場合、国民健康保険グループからは、郵送でお知らせします。還付金に関する不審な電話には、十分ご注意ください。